

処遇改善手当の支給内規

(目的)

この手当は、職員の処遇改善を目的とし、厚生労働省による「介護職員処遇改善支援補助金」を財源とし、補助金計画書策定時期に、現状から請求見込額を計上し算出した額をその期間に対し定額支給するものとする。(加算へ変更された後も同様とする)

(支給対象者)

上記の補助金(もしくは加算)支給の対象事業所に勤務する正職員とし、支給日において、在籍し、勤務実績のある者とする。(長期休業中の職員を除く)

(支給額)

上記補助金又は加算額の見込み額の2/3を上回る額を計上し、定額支給するものとする。見込み額の算定は、自治体へ計画書を提出する都度算定する。

(支給日)

2022年4月より毎月の給与に処遇改善手当として支給する。但し、2022年2月3月分においては、上記計算根拠において一時金として支給する。

(調整額)

上記補助金又は加算額から支給額と、その法定福利費上昇分を差し引き生じた差額は、計画書による最終月において一時金として支給する。但し、業務成績が赤字になるなどの特段の事情においてはその限りではない。